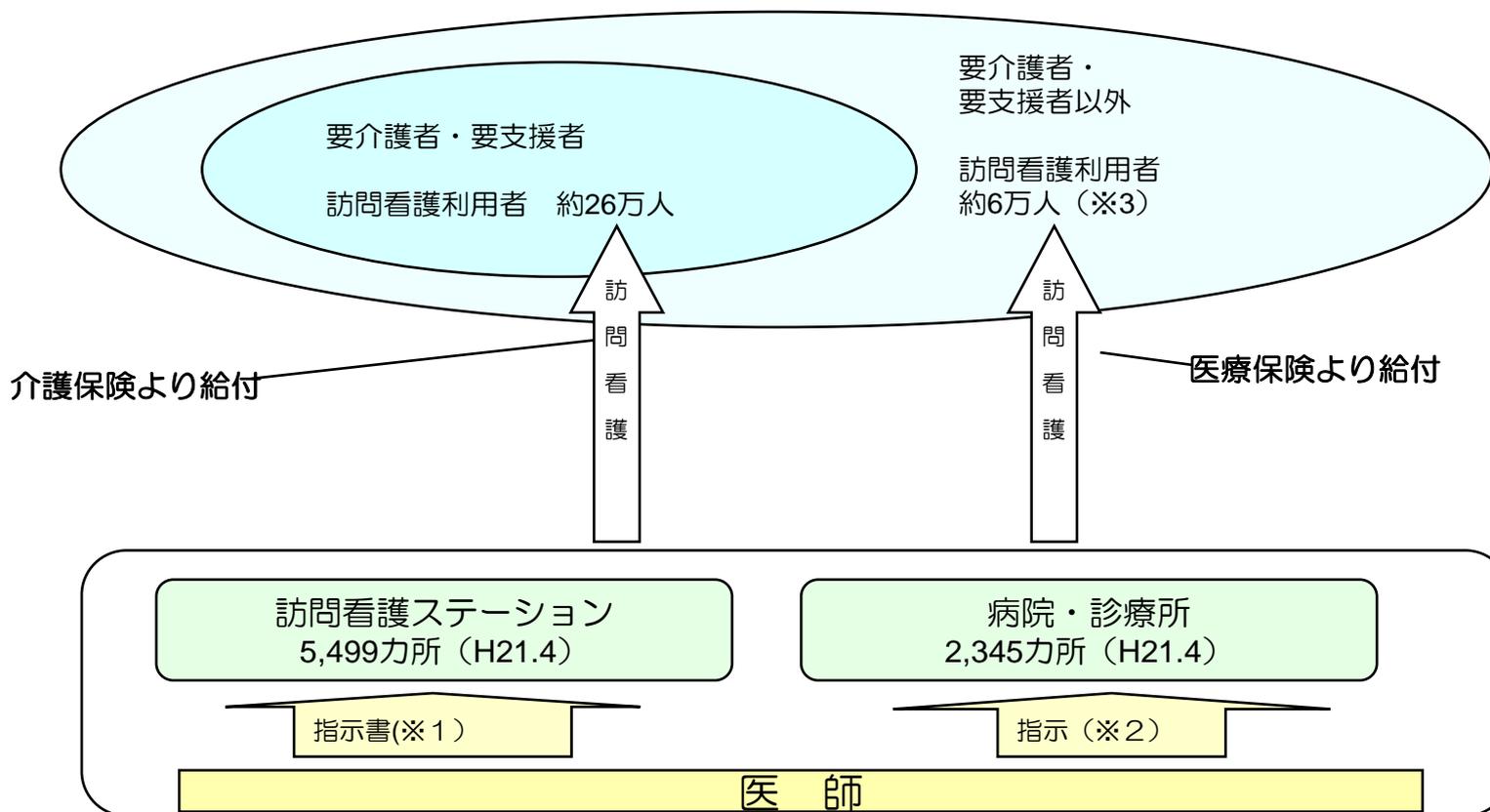


訪問看護の現状等について

訪問看護とは

- 居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助。
- 介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、癌末期、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限定して、医療保険からサービスが行われることとされている。



(※1) 訪問看護指示料 300点(医療保険)を算定

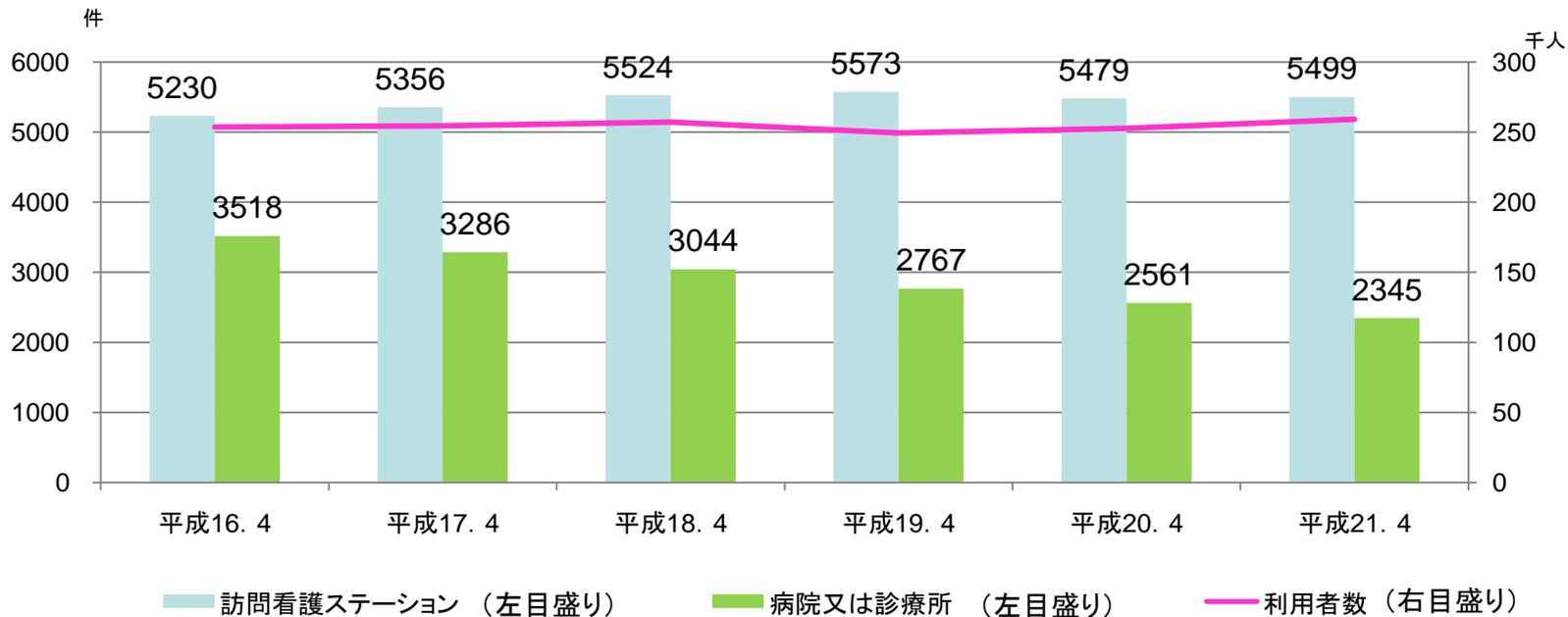
(※2) 他医療機関への指示の場合 診療情報提供料 250点(医療保険)を算定

(※3) 平成19年介護サービス施設事業所調査 (病院・診療所からの訪問看護利用者数は含まない)

(出典) 介護給付費実態調査(平成21年4月審査分)

訪問看護利用者及び事業所の状況

- 介護保険の訪問看護（予防含む）の利用者数は約26万人／月、訪問看護ステーション数は約5,500件程度（平成21年4月審査分）であり、近年、横ばいである。
- 利用者の約6割は、要介護3以上の中重度者である。



（出典）介護給付費実態調査

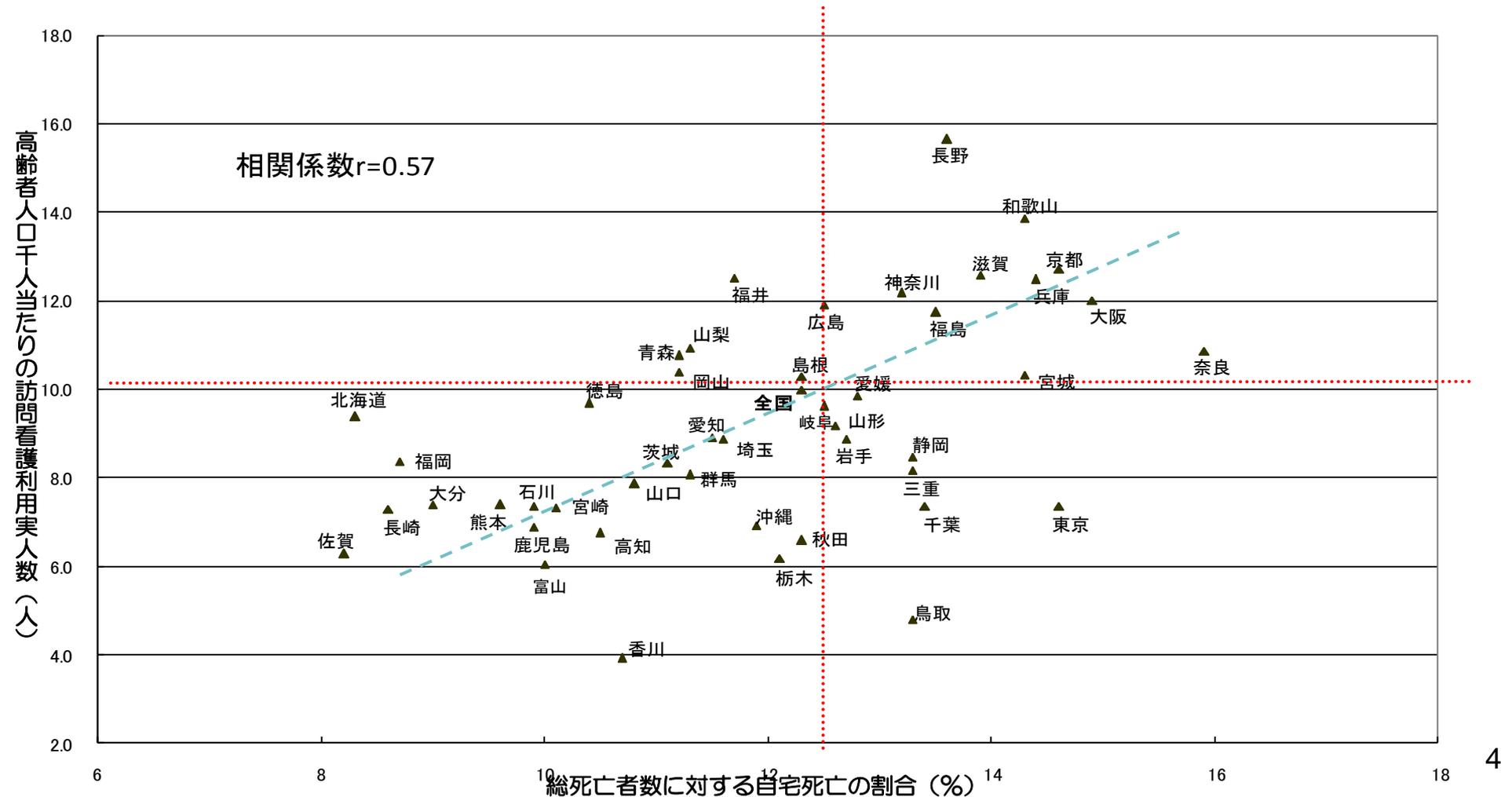
○ 訪問看護受給者数（千人）

要支援・要介護者数	総数	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者数 (%)	259.2 (100%)	6.3 (2.4%)	16.9 (6.5%)	— (0.0%)	31.9 (12.3%)	48.7 (18.8%)	49.0 (18.9%)	47.2 (18.2%)	59.0 (22.8%)

（出典）介護給付費実態調査（平成21年4月審査分）

訪問看護の利用状況と自宅死亡の割合

- 都道府県別高齢者人口千人当たりの訪問看護利用者数は約4倍の差がある。
(最多は長野県、最少は香川県)。
- 高齢者の訪問看護利用者数が多い都道府県では、在宅で死亡する者の割合が高い傾向がある。

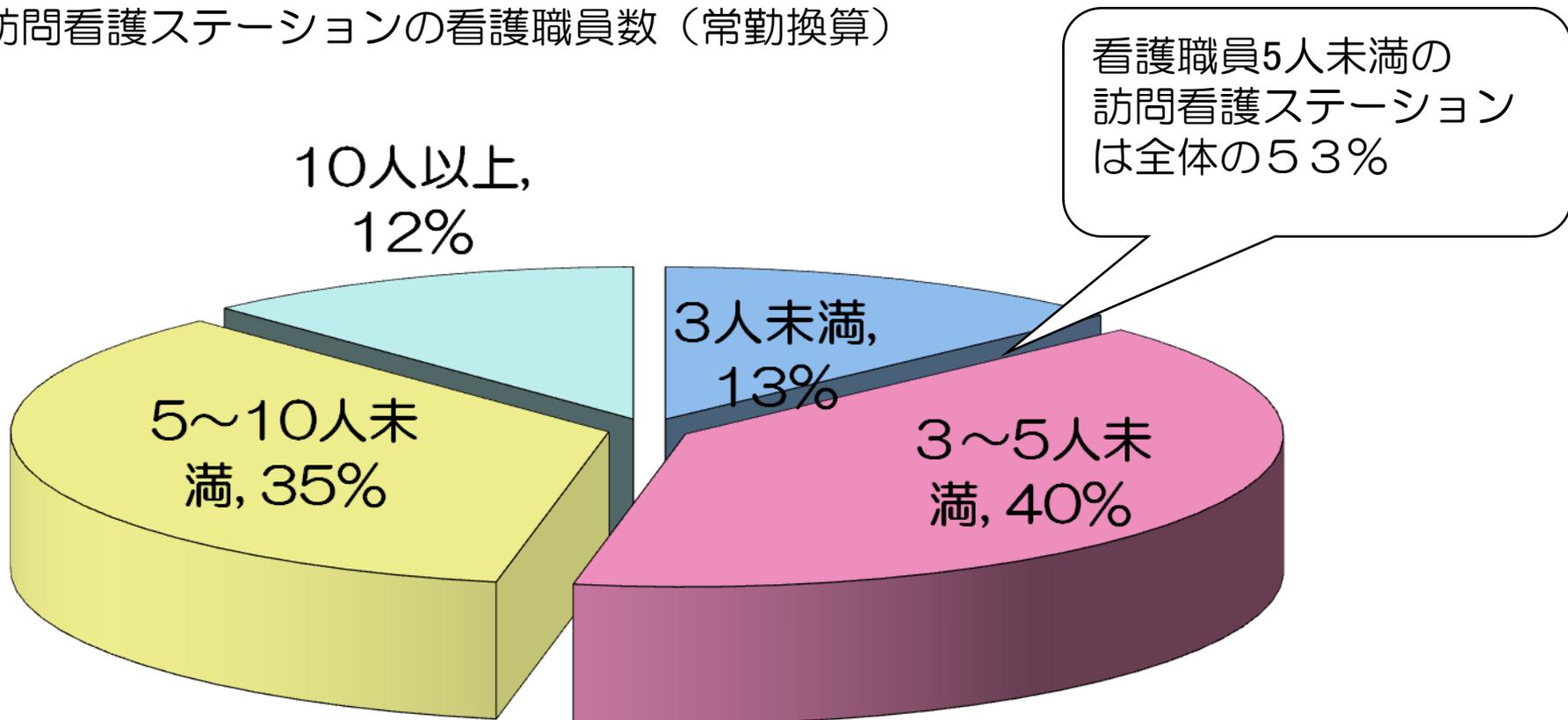


(出典) 介護サービス施設・事業所調査(平成19年),人口動態調査(平成19年),平成19年10月1日現在推計人口

訪問看護ステーションの規模について

- 訪問看護ステーションは、比較的小規模な事業所が多い。
→1事業所当たり看護職員数：約4.3人（平成19年介護サービス施設・事業所査）

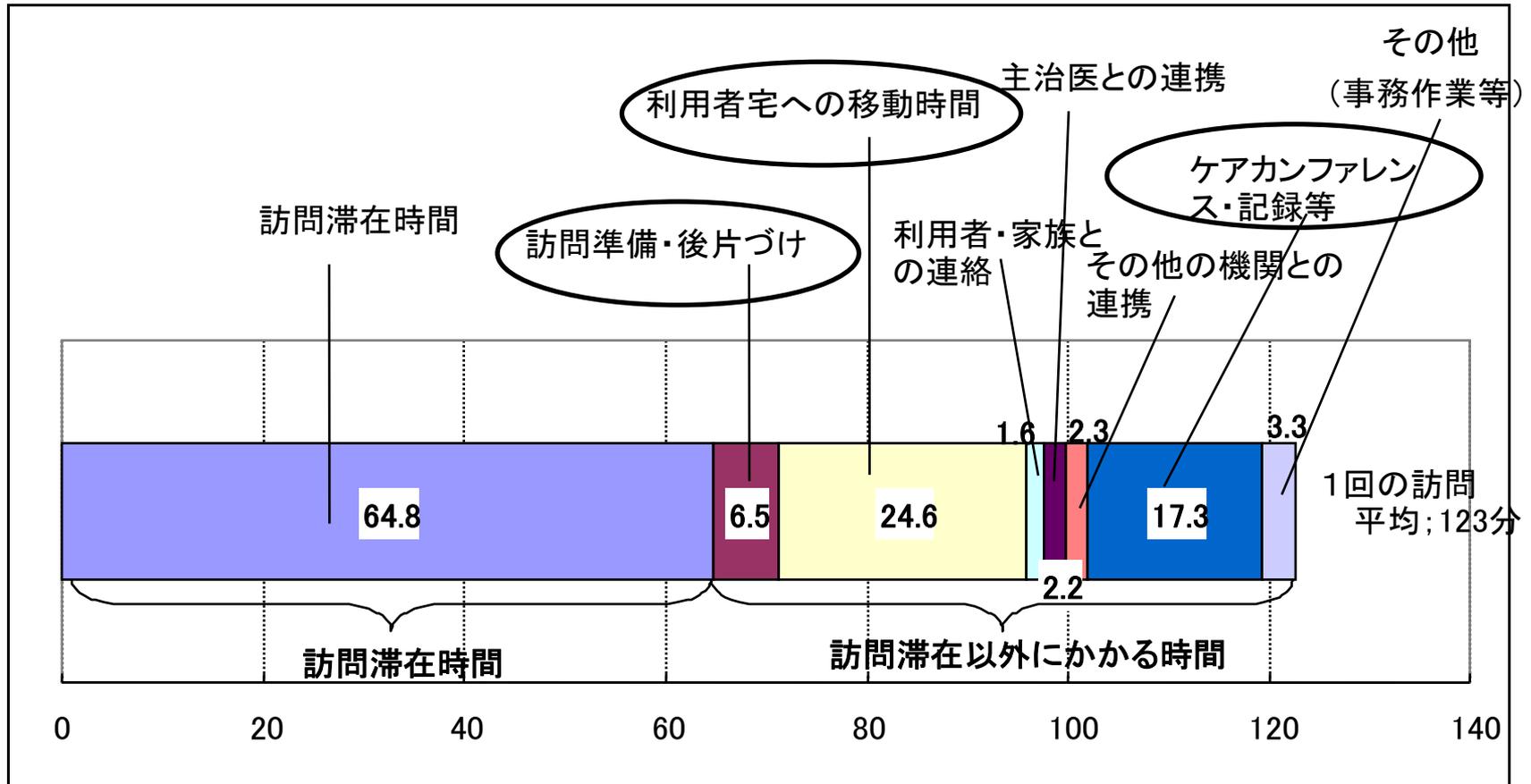
訪問看護ステーションの看護職員数（常勤換算）



訪問1回にかかる訪問看護労働投入

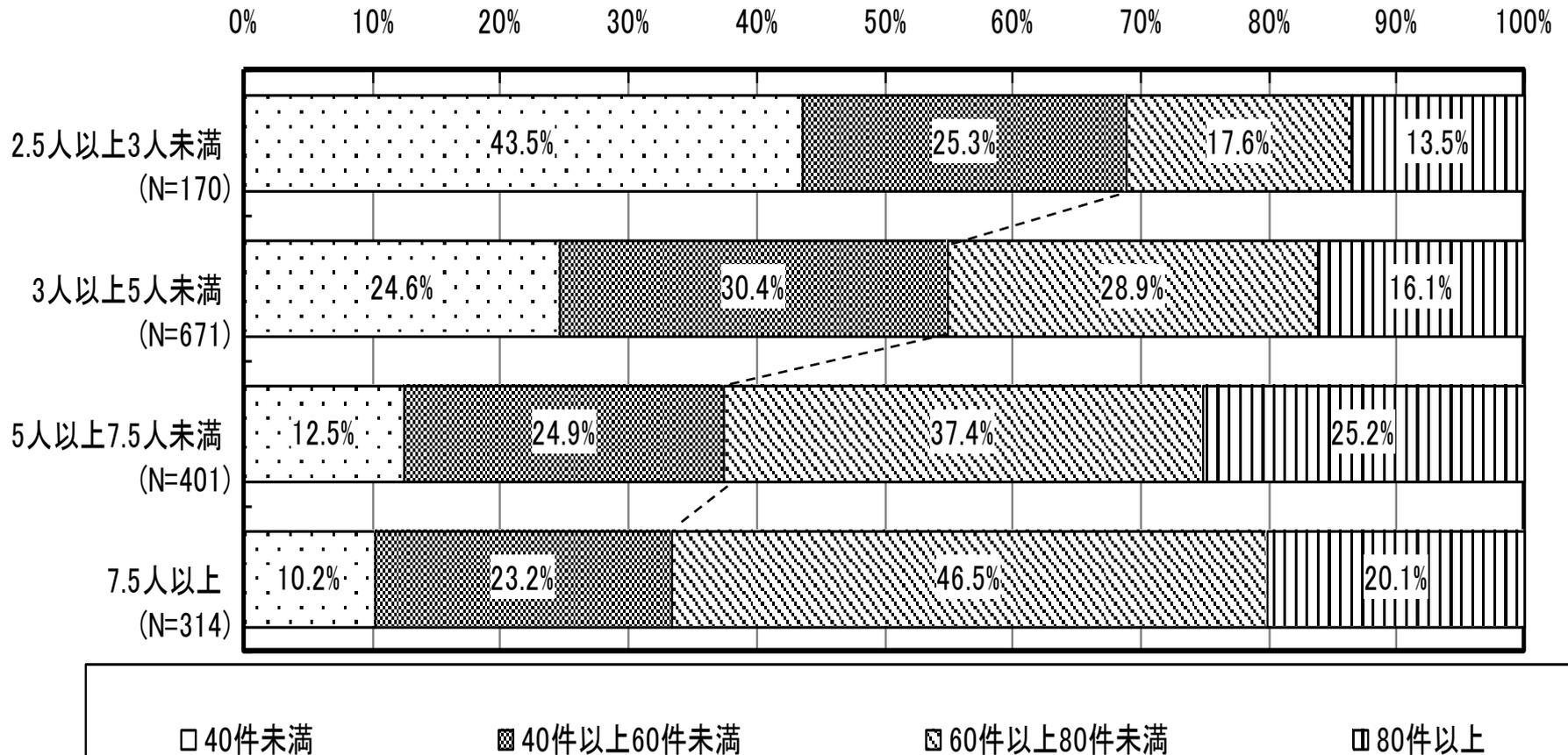
- 訪問看護においては、利用者宅への訪問時間以外の準備・移動・記録・ケアカンファレンス等に多くの時間を要している。

訪問1回にかかる訪問看護労働投入時間



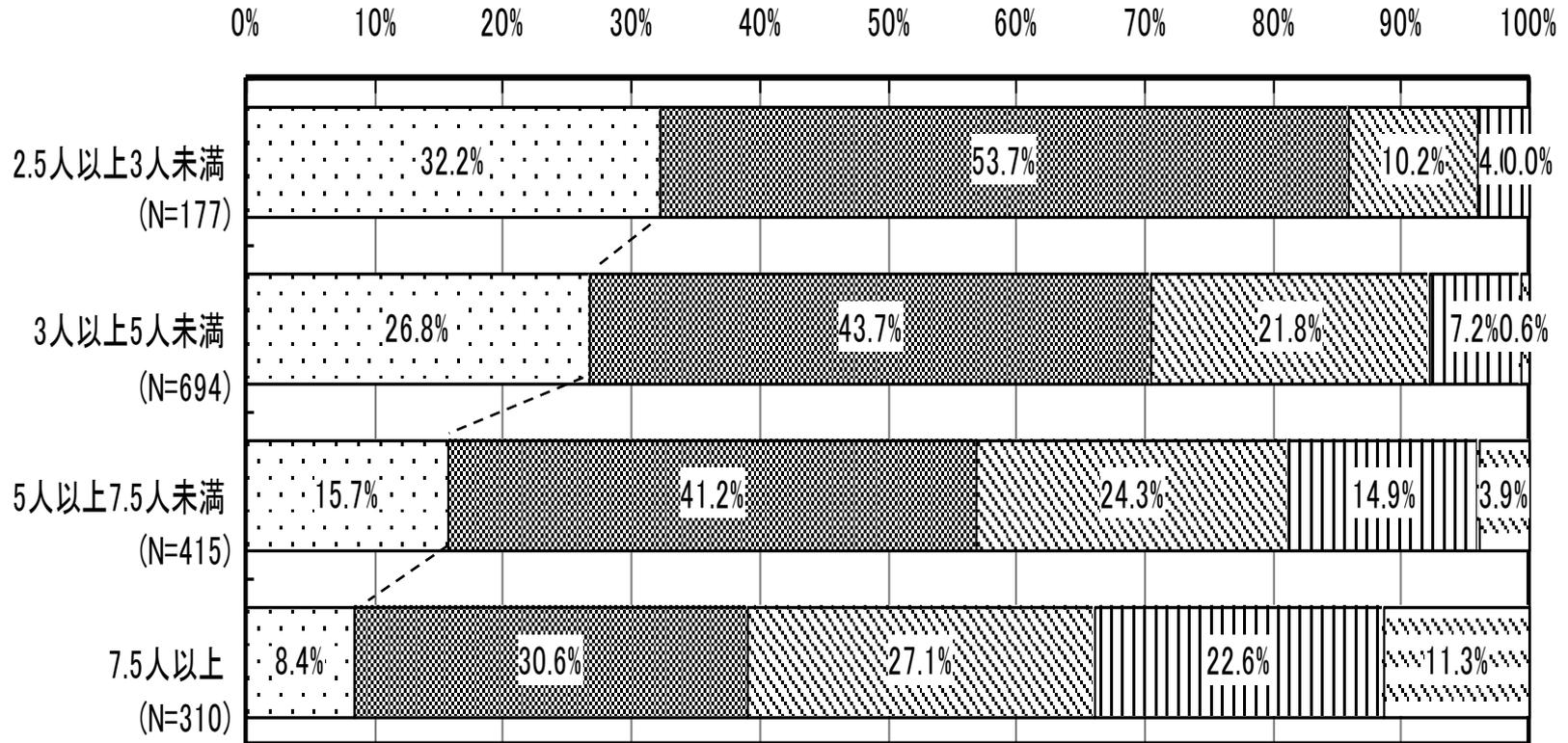
訪問看護師1人当たり訪問件数

○ 事業所の規模が小さいほど、看護師1人あたりの訪問件数も少ない傾向がある。



在宅看取り数

○ 事業所の規模が小さいほど、在宅における看取り数も少ない傾向がある。



□ 0人

▨ 1人以上5人未満

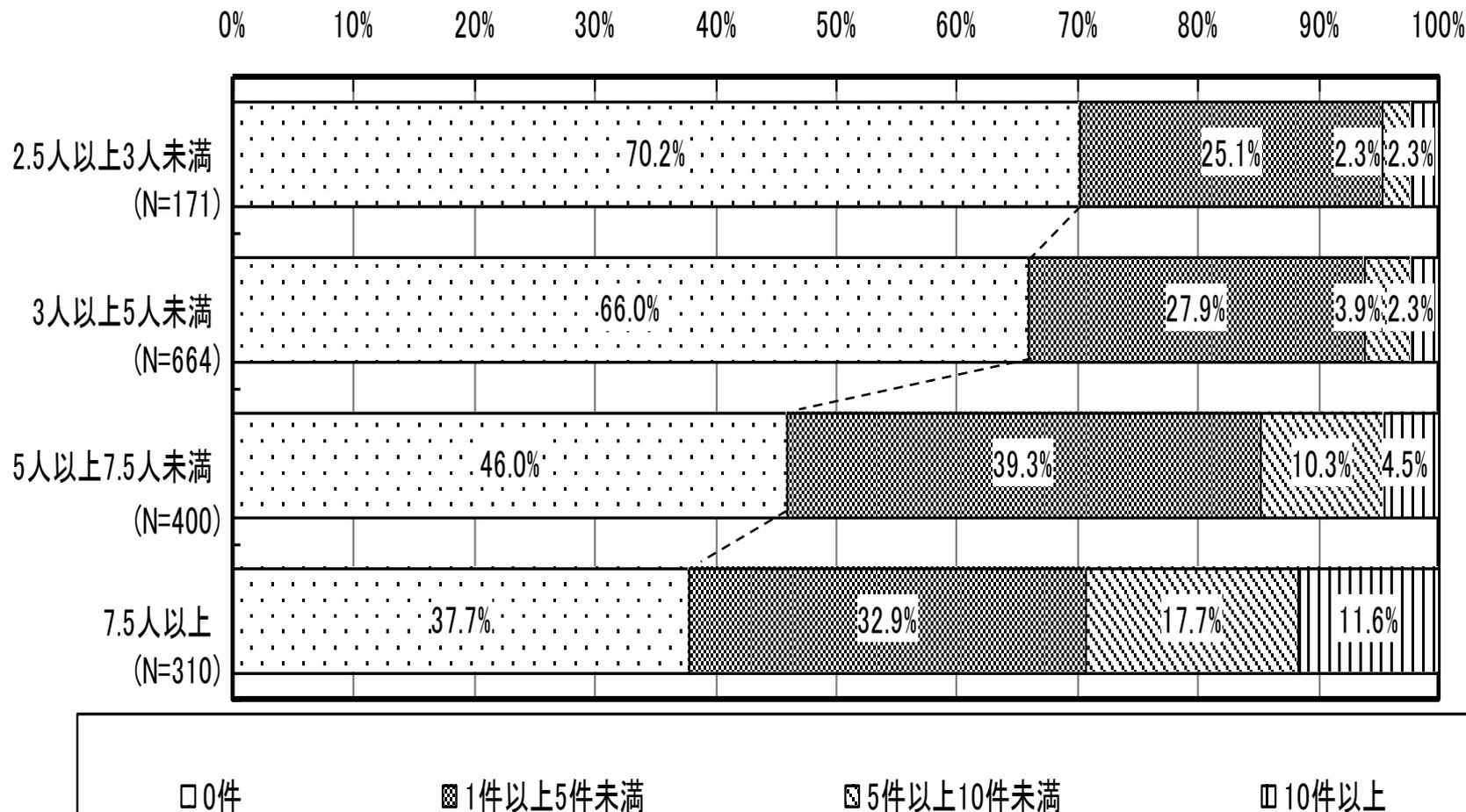
▩ 5人以上10人未満

▧ 10人以上20人未満

▦ 20人以上

夜間・深夜・早朝訪問件数

○ 事業所の規模が小さいほど、夜間・深夜・早朝訪問件数も少ない傾向がある。



訪問看護支援事業

【患者・家族等】在宅療養を望んでいる患者、家族の需要あり

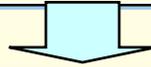
【訪問看護ステーション】事業所規模が小さいため、訪問件数、看取り件数などが少なく、利用者・家族のニーズに応えることが困難

課題の解決策として

訪問看護支援事業の実施

都道府県訪問看護推進協議会の設置

地域の事情に応じた広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の運営方法を含む訪問看護安定供給のための方策の検討、計画立案、評価及び支援



広域対応訪問看護ネットワークセンターの事業（例）

請求業務等支援事業

- ・訪問看護ステーションより送付された記録等を基にレセプト作成、料金請求等
- ・看護記録を基にデータ処理を行い実績等を資料化し訪問看護ステーションへ提供

コールセンター支援事業

- ・新規利用者・家族等からの相談受付内容により、適宜、訪問看護ステーションへ連絡
- ・訪問看護に関する情報の発信

医療材料等供給支援事業

- ・医療材料等の供給が効率的に行われるようなシステム整備への支援

訪問看護事業の推進

- 利用者・家族のニーズに応える質の高い訪問看護の提供
- 安全・安心の療養環境の整備



医療機関からの在宅へスムーズな移行



在宅療養の充実